

水道料金改定に関する市民説明会について

鳥取市水道局

本市の水道料金は平成 23 年の改定以降、現在の体系を維持してきました。

しかし近年、水道事業経営を取り巻く環境は、全国的には人口減少、節水器具の普及、生活用水としての使用形態の変化などにより、加えて本市においては、企業再編などによる影響で水需要（水道料金収入）の減少が続いています。

災害対策や高度成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う更新を着実にを行い、将来にわたって、安全・安心な水道水をお届けするための事業費用の確保に水道料金の見直しが必要となってきました。

このような状況を受け、平成 30 年 4 月（6 月計量、7 月請求分）から平均 18.4% 値上げする料金改定を行います。料金改定に至る経緯と改定の内容をお知らせするとともに、水道事業についての理解を深めてもらうことを目的として、次のとおり市民説明会を開催します。お知らせします。

●市民説明会 開催日時・場所

月 日	時 間	場 所	中学校区
平成 29 年 11月15日(水)	19:00～20:00	①面影地区公民館（桜谷）	桜ヶ丘
		②青谷町総合支所（青谷町青谷）	青谷
11月17日(金)	"	①宮下地区公民館（国府町宮下）	国府
		②高草人権福祉センター（古海）	高草
11月20日(月)	"	①富桑地区公民館（行徳三丁目）	西
		②湖南地区公民館（吉岡温泉町）	湖南
11月22日(水)	"	①美穂地区公民館（朝月）	江山
		②岩倉地区公民館（立川町六丁目）	東
11月24日(金)	"	①福祉文化会館（西町二丁目）	北
		②美保南地区公民館（叶）	南
11月27日(月)	"	①浜坂地区公民館（浜坂四丁目）	中ノ郷
		②湖山西地区公民館（湖山町西一丁目）	湖東
11月29日(水)	"	①河原町コミュニティセンター （河原町渡一木）	河原

○旧簡易水道事業の給水区域を除く中学校区単位で開催します。（全13会場）

○地区単位や町内会単位などの要望に応じて出前説明会を実施します。（全給水区域）

○旧簡易水道事業の給水区域の水道料金は、平成32年4月から改定後の料金に統一します。今回の料金改定については、地域振興会議（福部、用瀬、佐治、気高、鹿野）において説明します。

連絡先：鳥取市水道局経営企画課

電話：(0857) 53-7952

料 金 改 定 の 内 容

- ① 平均 18.4%の料金改定を行います。
- ② 水需要の増減による料金収入への影響を抑えるため、水道料金に占める基本料金の割合を増加します。
- ③ 平成 30 年 4 月以降に使用した水量 (6 月計量、7 月請求分) から適用します。

●水道料金改定までの経緯

- ① 平成 28 年 4 月 15 日 水道事業審議会*へ諮問 ～6 回にわたって審議～
- ② 平成 29 年 7 月 19 日 水道事業審議会から答申
- ③ 平成 29 年 9 月 22 日 定例市議会で水道料金改定のための条例案可決

*水道事業審議会:水道事業の重要な事項について調査や審議を行う市長の諮問機関

●水道料金表(1月につき)

()内は現行料金

メーターの口径	基本料金	従量料金 使用水量				
		10m ³ までの分	10m ³ を超え 20m ³ までの分	20m ³ を超え 40m ³ までの分	40m ³ を超え 200m ³ までの分	200m ³ を超える分
		1m ³ につき 52円 (46円)	1m ³ につき 104円 (100円)	1m ³ につき 139円 (134円)	1m ³ につき 166円 (161円)	1m ³ につき 202円 (200円)
13mm	840円 (460円)					
20mm	1,950円 (1,250円)					
25mm	3,160円 (2,120円)					
40mm	9,400円 (6,500円)					
50mm	16,700円 (11,200円)					
75mm	43,900円 (30,400円)					
100mm	88,000円 (62,000円)					
150mm	240,000円 (170,000円)					
200mm	400,000円 (350,000円)					

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)となります。

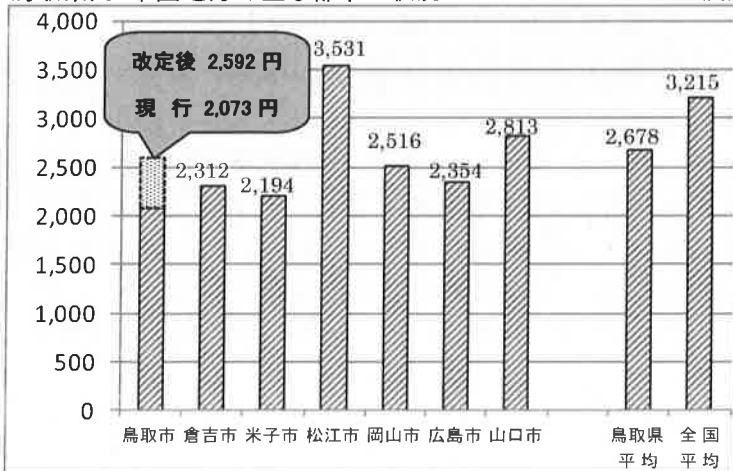
【計算例】メーター口径13mmで1か月に20m³使用した場合の水道料金

$$\left[\text{基本料金 } 840\text{円} + \text{従量料金 } \{ (52\text{円} \times 10\text{m}^3) + (104\text{円} \times 10\text{m}^3) \} \right] \times 1.08 = 2,592\text{円}$$

旧簡易水道事業の給水区域の水道料金は、平成 32 年 4 月から改定後の料金に統一します。今回の料金改定については、地域振興会議(福部、用瀬、佐治、気高、鹿野)において説明します。

●家事用[一般用]・メーター口径13mmで1か月に20m³使用した場合の料金比較(税込み)

鳥取県内・中国地方の主な都市の状況 (円)



全国県庁所在地の状況 (円)

1	福井市	1,764
(2)	鳥取市(現行)	2,073
2	大阪市	2,073
3	静岡市	2,210
4	大津市	2,246
⋮	⋮	⋮
20	鳥取市(改定後)	2,592
	(県庁所在地平均)	2,745
⋮	⋮	⋮
44	松江市	3,531
45	札幌市	3,585
46	福島市	3,650
47	長崎市	4,433

出典:「水道料金表」(平成28年4月1日現在) 公益社団法人日本水道協会

改定の内容は、11月に「水道局ホームページ」と「水道局だより11月号」で詳しくお知らせします。